

令和5年(行ウ)第95号、同第332号

神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件

原告 ロッシェル カップ 外159名

被告 東京都(処分行政庁:東京都知事)



5

原告ら準備書面(2)

令和6年5月10日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

10

原告ら訴訟代理人

弁護士 山下 幸 夫



15

原告らは、被告の令和6年2月5日付準備書面(1)(以下「被告準備書面(1)」という。)に対して、次のとおり認否・反論する。

第1 被告準備書面(1)「第1 原告適格について」に対する認否

20

1 同「1 原告らの主張」について

原告らの主張については概ね認める。

2 同「2 被告の反論」について

(1) 同(1)について

ア 同第1段落について

25

一般論としては特に争わない。

イ 同第2段落及び同第3段落について

いずれも争う。

(2) 同(2)について

ア 同前文について

特に認否の要はない。

5 イ 同「ア 都市再開発法1条を根拠とする主張について」について
争う。

原告は、都市再開発法1条だけを根拠として個別的利益が保護されると主張している訳ではない（原告ら準備書面（1）8頁参照）。

10 ウ 同「イ 東京環境影響評価条例等が都市再開発法の関連法令であることを根拠とする主張について」について

(ア) 同第1段落について

原告らの主張は概ね認める。

(イ) 同第2段落について

争う。

15 この点については後述する。

(ウ) 同第3段落について

争う。

エ 同「ウ 最高裁平成17年12月7日大法廷判決を根拠とする主張について」について

20 (ア) 同第1段落について

原告らの主張については概ね認める。

(イ) 同第2段落について

そのこと自体を争うものではない。

(ウ) 同第3段落について

25 争う。

オ 同「エ 景観利益に関する主張について」について

(ア) 同第 1 段落について

原告らの主張は概ね認める。

(イ) 同第 2 段落について

争う。

5 (ウ) 同第 3 段落について

争う。

(エ) 同第 4 段落について

被告が最高裁平成 18 年 3 月 30 日付第一小法廷の判示として引用している部分についてそのように判示していることは認め、その余は争う。

10 (オ) 同第 5 段落について

争う。

3 同「3 結論」について

争う。

15 第 2 被告準備書面 (1)「第 2 本案についての被告の主張」について

1 同「1 はじめに」について

争う。

2 同「2 本件都市計画変更が適法になされていること」について

(1) 同「(1) 公園まちづくり制度を悪用ないし濫用しているとの主張について」

20 について

ア 同アについて

原告らの主張内容は概ね認める。

イ 同イについて

(ア) 同第 1 段落について

25 争う。

(イ) 同第 2 段落について

審査の経緯及び本件提案書、各会議に専門家意見、制度の経緯がホームページに掲載されていることは概ね認め、その余は争う。

(ウ) 同第3段落について

争う。

5 (エ) 同第4段落について

原告らの主張は認め、その余は争う。

(オ) 同第5段落について

争う。

10 (2) 同「(2) 都市再開発法に基づく都市計画事業とされていないとの主張について」について

ア 同アについて

(ア) 同第1段落について

原告らの主張は概ね認める。

(イ) 同第2段落について

15 争う。

3 同「3 都市計画法12条の3第3項1号ないし3号の要件を満たさないのに再開発促進区を定めた本件計画は違法であるとの主張について」について

(1) 同「(1) 都市計画法12条の5第3項1号該当性について」について

ア 同アについて

20 原告らの主張内容は概ね認める。

イ 同イについて

(ア) 同第1段落について

否認ないし争う。

なお、被告は、「原告ら自らも『リノベーション』と述べるように」

25 と主張している。

「リノベーション」とは、「建築物の修理、改造。耐震性や省エネ性

などの機能を高める、事務所用ビルを居住用マンションに変更するなど、既存の建物を大規模改装し新しい価値を加えることをいう。」とされている（甲134）。

すなわち、「リノベーション」とは、建物を建て替えることは含まない概念であり、原告らは、神宮外苑にあるスポーツ施設が老朽化して建て替える必要があるとは認めていないのである。これに対して、本件再開発では、大規模スポーツ施設を建て替えようとしているので、明らかに用語の意味を誤っている。

また、被告が引用する乙第64号証には「リニューアル」という用語はあるが、「リノベーション」という用語は使われていない。

ちみみに、乙第65号証には「リノベーション」という用語が使用されているが、それは球場を建て替えないでリニューアルした例（甲子園、フェンエイ・パーク、リグレーフィールド）の説明の際に使用されており、建て替えた例では「リノベーション」という用語は使用されていない。

(イ) 同第2段落について

被告が提出した乙第65号証の1、2に、被告が引用した理由が述べられていることは認め、その余は争う。

(ウ) 同第3段落について

争う。

(2) 同「(2) 同項2号への該当性について」について

ア 同アについて

原告らの主張内容は概ね認める。

イ 同イについて

(ア) 同第1段落について

原告らの主張内容は概ね認める。

(イ) 同第 2 段落及び同第 3 段落について

いずれも争う。

(3) 同「(3) 同項 3 号への該当性について」について

ア 同アについて

5 原告らの主張内容は概ね認める。

イ 同イについて

いずれも争う。

(4) 同「(4) 小括」について

争う。

10 4 同「4 環境影響評価に関する審議に関する原告の主張について」について

(1) 同「(1) 環境影響評価審議会における審議に対する主張について」につい

て

ア 同アについて

(ア) 同第 1 段落について

15 原告らの主張内容は概ね認める。

(イ) 同第 2 段落について

a 同第 1 文について

争う。

ちなみに、被告が引用する乙第 4 9 号証の 2 の「第 2 審議結果」

20 にその日で審議が終結したとの記載はない。

b 同第 2 文について

そのような文言が追加されたこと及びその経緯は概ね認め、その余
は争う。

イ 同イについて

(ア) 同第 1 段落について

25 原告らの主張内容は概ね認める。

(イ) 同第 2 段落について

争う。

(2) 同「(2) 『(3) その後の経緯について』に係る主張について」について

ア 同アについて

5 (ア) 同第 1 段落について

原告らの主張内容は概ね認める。

(イ) 同第 2 段落について

乙第 6 6 号証に事業者の説明を求めることができる規定等を条例に設けるべきであるとの意見が記載されていることは認める。

10 (ウ) 同第 3 段落について

争う。

(エ) 同第 4 段落について

争う。

(オ) 同第 5 段落について

15 原告らの主張内容は認め、その余は争う。

イ 同イについて

(ア) 同第 1 段落について

原告らの主張内容は概ね認める。

(イ) 同第 2 段落について

20 イコモスの見解に拘束力がないこと及び本件事業者が被告が引用するコメントをしたことは認め、その余は争う。

(ウ) 同第 3 段落について

被告東京都の本件要請書に被告が引用する記載があることは認め、その余は争う。

25 (エ) 同第 4 段落について

被告東京都がそのような報告をしていないことは認める。

(オ) 同第5段落について

争う。

第3 原告らの主張

5 1 本案前の主張に対する原告らの主張

(1) 被告の主張

被告は、「原告適格に関する原告らの上記主張はいずれも理由がないから、本件訴えは却下されるべきである。」と主張している（被告準備書面（1）第1、3）。

10 そこで、原告らは、原告適格について、次のとおり主張を補充する。

(2) 北青山一丁目アパートの住人である各原告について

ア はじめに

(ア) 第95号事件の原告5乃至31、第332号事件の原告2乃至14は、北青山一丁目アパートの住人である（甲60ないし甲80、甲91、甲92、甲105、甲108）。

15

(イ) 北魚山一丁目アパートに住む各原告については、関連する東京都環境影響評価条例及び環境影響法も併せて考慮すれば、市街地再開発事業の認可に関する都市再開発法の規定の趣旨及び目的、これらの規定が市街地再開発事業の認可の制度を通して保護しようとしている利益の内容及び性質等からすれば、同法は、上記の規定を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るなどの公益的見地から市街地再開発事業を規制するとともに、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当であり、都市再開発事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等に

20

25

よる健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するというべきであることについては既に主張したとおりである（原告ら準備書面（1）第6、1、
5 (2)、ア〔同8、9頁〕）。

(ウ) これに対して、被告は、都市再開発法1条は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることによって、公共の福祉、すなわち社会全体の共通の利益に寄与するという同法の目的を明らかにしたものであるから、それをもとに本件住人の個別的利益を保護することを目的とするものであるとすることはできないと反論している（被告受領書
10 (1)第1、2、(3)、ア〔同3頁〕）。

しかしながら、「一般に法律が対立する利益の調整として一方の利益のために他方の利益に制約を課する場合において、それが個々の利益主体間の利害の調整を図るというよりもむしろ、一方の利益が現在及び将来における不特定多数者の顕在的又は潜在的な利益の全体を包含するものであることに鑑み、これを個別的利益を超えた抽象的・一般的公益としてとらえ、かかる公益保護の見地からこれと対立する他方の利益に制限を課したものとみられるときには、通常、当該公益に包含される不特定多数者の個々人に帰属する具体的利益は、直接的には右法律の保護
15 する個別的利益としての地位を有せず、いわば右の一般的公益の保護を通じて附随的、反射的に保護される利益たる地位を有するにすぎないとされているものと解されるから、そうである限りは、かかる公益保護のための私権制限に関する措置についての行政庁の処分が法律の規定に違反し、法の保護する公益を違法に侵害するものであつても、そこに包含
20 される不特定多数者の個別的利益の侵害は単なる法の反射的利益の侵害にとどまり、かかる侵害を受けたにすぎない者は、右処分の取消しを求

めるについて行政事件訴訟法九条に定める法律上の利益を有する者には該当しないものと解すべきである。しかしながら、他方、法律が、これらの利益を専ら右のような一般的公益の中に吸収解消せしめるにとどめず、これと並んで、それらの利益の全部又は一部につきそれが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとすることももとより可能であつて、特定の法律の規定がこのような趣旨を含むものと解されるときは、右法律の規定に違反してされた行政庁の処分に対し、これらの利益を害されたとする個々人においてその処分の取消しを訴求する原告適格を有するものと解することに、なんら妨げはないというべきである。」とするのが判例であり（長沼ナイキ基地訴訟における最高裁昭和57年9月9日第一小法廷判決・民集36巻9号1679頁。下線は原告ら訴訟代理人による。）、都市再開発法の目的が社会全体の共通の利益に寄与するという公益的なものであることが直ちに個別的利益を保護するものではないということにはならない。

そして、小田急効果訴訟についての最高裁判決は、「都市計画法又はその関係法令に違反した違法な都市計画の決定又は変更を基礎として都市計画事業の認可がされた場合に、起因する騒音、振動等による被害を直接的に受けるのは、事業地の周辺の一定範囲の地域に居住する住民に限られ、その被害の程度は、居住地が事業地に接近するにつれて増大するものと考えられる。また、このような事業に係る事業地の周辺地域に居住する住民が、当該地域に居住し続けることにより上記の被害を反復、継続して受けた場合、その被害は、これらの住民の健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねないものである。そして、都市計画事業の認可に関する同法の規定は、その趣旨及び目的にかんがみれば、事業地の周辺地域に居住する住民に対し、違法な事業に起因する騒音、振動等によってこのような健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという

具体的利益を保護しようとするものと解されるどころ、前記のような被害の内容、性質、程度等に照らせば、この具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものといわざるを得ない。」と述べた上で、「本件鉄道事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められるから、本件鉄道事業認可の取消しを求める原告適格を有するものと解するのが相当である。」と判断したのである（最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645頁）。

なお、被告は、東京都環境影響評価条例及び環境影響法が、都市再開発法の関連法令であるとする根拠について何ら摘示するところがないとも主張しているが（被告準備書面（1）8頁）、既に、「東京都環境影響評価条例が都市再開発法による市街地再開発事業を対象事業としていること」を指摘しているところではあり、何ら指摘していない訳ではない。

(エ) 北青山一丁目アパートの住人である上記原告らについては、騒音、風害によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがあるから、都市再開発法に基づく本件再開発事業について、最高裁判決が述べる都市計画法に基づく鉄道事業の場合と同様に解するのが相当である。

したがって、この点に関する被告の主張には理由がない。

以下では、騒音と風害に関する従前の主張をさらに補充する。

イ 騒音被害について

(ア) 環境影響評価書（乙54の3・131頁以下）は、新設される神宮野球場の供用後の騒音については、近隣住宅において施設利用者が対策しなければ、その時点で騒音に関する環境基準を超える（58デシベル）ことを認めており、更に環境影響評価書において「施設利用者に対し、夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努め

ていく」としているということは、騒音が大きくなる（騒音被害を出さない）為の方策が確定している訳ではなく、あくまでも事業者（又はこの評価書を容認している東京都）の希望的観測でしかないといわざるを得ないのであり、本件住民が騒音被害を受ける具体的、現実的な危険

5 姓については、環境影響評価書においても認められている。

- (イ) 本件住民である各原告の居住位置と、新旧球場からの距離、新旧球場による騒音を比較した表は、甲第34号証であり、最も東側の原告でも、新球場による騒音値は旧球場の時よりも高くなる。

このように、少なくとも都営北青山アパートに居住する上記の各原告

10 は、健康被害が発生する蓋然性が高い騒音被害に暴露されると考えられる。そして、今回の神宮外苑再開発が、連続した一体の工事の連続によって新施設を次々と構築していく計画であるので、一旦この事業が開始されれば、どの段階で中止や見直しをすれば被害の発生を未然に防げるのかは全く不明であり、かつ、被害発生を未然に防ぐ方策が実現するの

15 か否かも不明である。

- (ウ) 環境影響評価書で検証されている騒音被害については、騒音を発生させる施設を既存の神宮球場の形状を元に検証していると考えられるが、計画段階や事業者らが示しているイメージ図からの騒音被害の拡大要因については一切検証されていない。

- (エ) 新神宮球場は、都営北青山アパート側では外野席を低くしており、その反対側には観覧席上部にホテルが設置され、更に高くなるホテル接地側の背景には2棟の高層ビルが出現するという新神宮球場の形状である
- 20 (甲37)。

言うまでもなく、音は壁が有ればそれに反響して響いていく。これを

25 新神宮球場の構造に当てはめれば、騒音は西側の高層施設に反響して、低くなっている都営北青山アパート側により高い騒音レベルで到達する

ことが容易に推測できる。そうすると、環境影響評価書で示された騒音レベルを超える騒音被害が発生することが確実であると考えられる。

環境影響評価書では示されていないが、事業者からは、「予測において反射音は考慮しておりませんが、仮にホテル棟や事務所棟方向の音が全て反射した場合と仮定した場合、現状予測結果、球場から 80 m のところが 55dB ですが、掛けるというところで同じ音が 2 つ重なると +3 dB になりますので、58dB ということが考えられます。」(甲 1 3 5・3 3 頁) と説明がされているところであり、この時点で環境基準を超えていることが認められる。

(オ) 環境影響評価案を議論した令和 4 年 12 月 26 日のアセス審議会総会では騒音の評価に関して以下の指摘とやり取りを確認することができる(甲 1 3 5・3 8 頁。下線は原告ら訴訟代理人による。)

「○廣江委員／はい。では、報告についてコメントをさせていただきます。いくつもの点について質問しましたのに、丁寧に御説明いただきありがとうございます。最初の 3 つは納得したのですが、最後のビルからの反射についてちょっとコメントだけさせていただきます。

私が危惧しているのは、近隣住宅から見える可能性のある壁面から反射した場合のことなので、この予測は同じ量が戻ってくるということですが、これは球場の一番高いところを壁とみなして回折をしたときの計算だと思います。

私が心配しているのは、ビルから直接住宅に戻っていくルートですので、この場合、このルートよりも大きな音が返ってくる可能性があるということです。もう一度その地点に立ち返ってお考えいただければと思います。

ただし、これは下から上に登った音が上から下に戻ってくるという、鏡のような反射を無視した考えですが、ビルの壁面は鏡のようにになっていないことが多いので、可能性として御指摘しているもので、こういうことを考えて予測をお願いできればという希望であります。

○事業者 はい、ありがとうございます。

確かに御指摘のように、今単純に野球場からの音が繰り返して 2倍という計算をしているのですが、そうではないということで、現況の予測というのは高いところからの回折を考えた騒音値となっております。ですので、御指摘のようにビルからの直接的な反射ということは計算しておりませんが、そこら辺の計算の仕方は、先生ももちろんご存じだろうと思うのですが、なかなか難しいところもありますが、そのところいろいろ考えさせていただきたいと思いません。」

また、令和5年1月30日開催のアセス審議会総会では以下の指摘と回答を確認することができる（甲137・37、40、41頁。下線は原告ら訴訟代理人による）。

「○池邊委員（前略）今回、柳会長はとてご苦労されたかと思いますが、やはり科学的調査の基礎を踏まえないような誤った現状分析、特に騒音に関しましては 55 デシベルを上回るものが都民住宅のところから苦情に近くなる、都営住宅ですね、55 デシベル以上のものであろうということが、既に申しつけのような形で評価書 241 ページに書かれています。

しかし、そういうことというのは実際アセスではあり得ないことであり、公害基準が環境基準を超える場合というのは、現状非悪化の原則ということを採用するということで、そういうことをまず適用するということで私も習ったわけですけれども、そういう場合はまずいという判断がなければいけない。ただ、現状ではこの 55 デシベルを超える、将来的には超えるかもしれないというような表記が多々見られます。そういうことも踏まえますと、今回のアセスというのは、やはり私どもと事業者と、事業者が出したアセス事業者、通常はこの3者において信頼関係が得られ、私どもが意見をし、それらに対してお答えいただき、それが最終的な評価書となって、信頼関係の下に最後の事後調査報告書まで、責任を持って私どもも見ていくという、東京都の環境影響評価審議会

5 というものの責任というものを、やはり都民に対して明確にする必要がある
かと思えます。ですから、先ほどから評価書は評価書でよろしいかと思えます
が、東京都の事務局としては、先ほどのイコモスや多くの都民から寄せられた
意見に対して、今回のアセスに関しての、どちらかと言うと信頼感を損なった
10 という一つの事実、これは多分柳会長としては非常に我々の力不足で申しわけ
なかったと思うんですが、そういう問題を提起してしまったということに対し
ては、やはりきちっと責任を持って、事業者の方も、今のように、ちょっとした
修正ということで「後日修正させていただきます」ということや、「自分たち
のホームページ上で情報発信させていただきます」ということではなく、きち
15 っとした管理責任をどこが取るのかということを確認にさせていただきたいと思
います。」

「○廣江委員 評価書に関する意見だったと思うので、私から 1 点だけ確認させ
てください。本日の資料の 9 ページ、騒音・振動のうちの助言に対して、記載
内容については、資料編の方に載っていることは確認しました。ラインが 2 本
15 引いてありますが、資料編に記載してあるので、このことは了承しました。そ
れより下の部分で、特に最後の部分ですが、これが確実に起こるとは私も考え
ていませんが、やはり現状の球場周辺にはない巨大なビル群が、2 つ今後建つ
予定になっていて、その影響を考えなければならないとあります。

20 これについての見解ですが、事業者の方はどう考えているのか。この事後調
査計画書の調査地点がなぜあの 1 点なのかという、そこにつながる重要な問い
ですので、事業者としては「そんなことは起こり得ない」という考えの下の配
慮なのか、それとも「慎重に考える」という上の配慮なのか、その辺だけ確認
させていただきます。

○事業者 私から回答させていただきたいと思えます。

25 次の事後調査計画書の回答にも書いてあるのですが、まず、今回の予測の方法
には確かに周辺のところ細かく入れているわけではございません。ただ、今

後詳細が決まってきたら、球場自体もそうですし、その周辺の今まさに言われている建物に関しても、細かく決まってくるので、そこら辺を入れた形で予測をしていきます。そして、予測をすると、今度はその最大値といいますが、敷地境界上の最大値の場所が変わってきます。そうしたら、またそこについて再予測をして確認して、その場所で調査をするというようなことは考えています。です。現状の予測で計画地の東側の場所を出しておりますが、予測地点につきましては、あそこだけじゃなくて、別のところを再予測した結果をもとに、予測地点についてはもう一度検討していくということになると思います。

○廣江委員 分かりました。今後の進捗によって、必要に応じてという回答だったという理解ですね。了解いたしました。

○事業者 はい。ありがとうございます。」

このように環境影響評価書を検証していた東京都の環境影響評価審議会では、騒音などについては評価書での評価検討では足りずに、事業者が事後調査を行うことが確認されているが、事業開始後に行われる調査では被害の未然防止にはならず、騒音の被害発生を事前には防げないと言わざるを得ない。

(カ) 以上から、今般の神宮外苑再開発によって、少なくとも北青山一丁目アパートの住民である上記各原告には騒音による健康被害が発生する具体的、現実的な蓋然性が著しく高いことは明らかである。

ウ 風害について

(ア) 青山通り、伊藤忠前では、対策後も、領域 C（中高層市街地相当）であり（甲 5 4 の 3・429 頁）、ここを除外して、周辺地域の風環境は維持されるものとしていることは、環境影響評価に瑕疵があると言わざるを得ない。

この通りは多くの住民も利用するほか、近隣には教育施設、福祉施設も存在しており、人々が安全に通行できることは必須である。工事中の13年間にわたっては粉塵も危惧される。

5 (イ) 環境影響評価書では、風環境について「風工学研究所」の基準で判断したとされているが、原告人らが問題にしているのは、環境影響評価書で示されたような全体的な風の発生日合というよりは、既に武蔵小杉などで問題となっている突風による被害である（甲137）。

環境影響評価書では、風洞実験により事後の風環境を評価したとあるが、その実験に使ったのは600分の1スケールで行ったとされている。

10 環境影響評価書（甲54の3・421頁）には、同413頁～418頁に風の影響に特に配慮すべき施設等が示されているが、模型では大人は3mm、子供ならば1mmになり、評価書資料編（甲54の3・502、503頁）で示されている対策で人へのビル風による被害を判定できているのか判断できないというべきであり、周辺施設を利用する小児や高齢者にビル風の影
15 響が有るのか否かは環境影響評価書では詳細に検証すらされていない。

環境影響評価書（甲54の2）においては、「環境保全のための措置については、これを徹底し、事後調査を行い、必要に応じて追加対策を講じる。」としているが、どのように担保されるかも示されていない。

20 (ウ) なお、領域基準については、領域には幅があり、対策後に領域Cになるといっても、領域Dに近い領域Cということもあり得る。

この点については、大阪高等裁判所平成15年10月28日判決（判例時報1856号108頁）において、堺市の高層マンションによる風害が認められた。マンション建築後の風環境の変化について、2種の基準
25 を用い、風工学研究所基準では「領域Dに近接した領域C」になったと認定しており、人が生活する上で障害のある風環境に変化したと推測され

ると判断されている。

5 (エ) 以上から、風害については、環境影響評価書ではビル風の発生可能性については評価できていないし、環境影響評価書では、該当するエリアを人（この場合は任意の人と解される。）が通行することを想定した風環境を評価しており、更に周辺施設に配慮すべき影響が有るか否かを検討していることからすれば、今般の神宮外苑再開発によって、そのもつとも近隣である北青山一丁目アパートの住民である上記原告らについては、風害による健康被害が発生する具体的、現実的な蓋然性が高いことは明らかである。

10 エ 原告らに対するアンケート結果報告書（甲138）は、本準備書面末尾に添付の一覧表記載のとおりであり、それぞれが神宮外苑との深い関わりを有するとともに、本件再開発認可によって、自分たちの生活が騒音や風害による生活環境の破壊となることを強く懸念することを窺うことがである。

15 2 景観利益に関する原告らの主張（補充）

(1) 被告は、原告らの景観利益等が法律上保護されるものではないと主張している。

そこで、これに対する反論の前提として、被告も引用する国立マンション事件の最高裁判決（最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁。以下「平成18年最高裁判決」という。）の意義とその適用について、次のとおり主張する。。

20 (2) 平成18年判決は、「市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである。」と述べた上で、国立市の景観条例とともに、
25 東京都景観条例（平成9年東京都条例第89号。同年12月24日施行）が、景観作り（良好な景観を保全し、修復し又は創造すること。2条1号）に関する必

5 要な事項として、都の責務、都民の責務、事業者の責務、知事が行うべき行為などを定めていたこと、平成16年6月18日に公布された景観法（平成16年法律第110号。同年12月17日施行）が「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と規定（2条1項）した上で、国、地方公共団体、事業者及び住民の有する責務（3条から6条まで）、景観行政団体がとり得る行政上の施策（8条以下）並びに市町村が定めることができる景観地区に関する都市計画（61条）、その内容としての建築物の形態意匠の制限（62条）、市町村長の違反建築物に対する措置（64条）、地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の条例による制限（76条）等を規定しているが、これも、良好な景観が有する価値を保護することを目的とするものであると判示している。

15 これらを受けて、平成18年最高裁判決は、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。」と判示しているのである。

20 (3) 東京都景観条例や景観法があることは本件でも同様であり、新宿区は、平成20年12月8日に、新宿区景観まちづくり条例（条例第67号。甲139）を制定している。同条例は、「…景観法…の規定に基づく景観計画の策定等の施策及び良好な景観の形成の推進に係る施策…を総合的に展開することにより、新宿区…の歴史、文化及び自然環境と調和し、かつ、地域の個性を反映した良好な景観を形成し、もって潤いのある豊かな区民の生活環境の創造と個性的でにぎわいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。」

と規定するとともに（同1条）、その基本理念として、「良好な景観の形成は、先人から受け継いだ良好な景観を保全すること、新たな良好な景観を創出すること及びこれらの良好な景観を区民共通の資産として次代に引き継ぐことを旨として、行われなければならない。」（同2条1項）、「前条に規定する目的を実現するため、良好な景観の形成に向けた取組は、区、事業者及び区民が連携し、及び協力して一体的になされなければならない。」（同2項）と規定し、その他、区の責務、事業者の責務、区民の責務や行為の規制などを規定している。

そうすると、景観法、東京景観条例及び新宿景観まちづくり条例を踏まえると、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者」に対して、「良好な景観の恵沢を享受する利益」が法律上保護に値すると解される。

(4) その上で、神宮外苑が、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成することについては、これまでの主張を次のとおり補充する。

ア 神宮外苑は、大正15年の創建から100年に渡ってその歴史的文化的価値を護り育てられてきた東京都民・国民にとってかけがいの無い財産である。このことは今般の神宮外苑再開発が表面化して以降に、日本イコモス国内委員会から数度に渡り提言や勧告が出されていることから伺い知ることができる。

イ 東京市は、大正15年に風致地区制度を開始し、その景観を守るため、創建された明治神宮に関わる場所を風致地区第一号に指定している。

第二次世界大戦後、明治神宮外苑はGHQに接収されたが、昭和26年（1951年）に返還され、国有地だった土地は、「国有境内地処分法」に基づき、時価の半額の価格で明治神宮に払い下げられた。その際に東京都は、それまで指定されていなかった部分も含む外苑一帯すべてを風致地区

この時点でもまだ明治神宮は「国から土地の無償貸与を受けている」状態であり、土地は国の所有のままだった。

(カ) 接收解除後の処遇について、一旦国が委員会を設置し、外苑を運営するという案がまとまるが、これに明治神宮が猛反発した。

5 そのため、国と明治神宮の間で激しい攻防が繰り広げられ、結局、当時の文部省が、明治神宮の帰属について払い下げの決定をしたのが、1952年年末のことである。

(キ) その後、「国有境内地処分法」に基づき、時価の半額での払い下げの手続きが完了したのが昭和32年（1957年）であった。半額といつ
10 ても莫大な金額であるため、10年間の分割によって支払われた。

(ク) 明治神宮としては、神宮外苑創建の趣旨に照らして「内・外苑一体をもって神宮の境域となす」との基本方針から外苑の競技施設や公園部分を含め、明治神宮の宗教活動に必要であるかどうか帰属問題の根拠であると
15 とした。

 その意味で、宗教活動に必要なものとして境内地から除外され、払い下げの対象にはならず、国有地のまま残ったのが、当時宮内庁に貸与していた女子学習院跡地（戦災で焼失）であり、現在の秩父宮ラグビー場の土地である（甲139・105頁）。

(ケ) この決定の際に、国（文部省）は、払い下げを求める明治神宮の強い
20 要望を受ける代わりに、以下の譲渡4条件を守るよう提示し、明治神宮もこれを承認している。

- ① 学生を含め、国民が公平に使用できる
- ② アマチュアスポーツの趣旨にのっとり、使用料・入場は極めて低廉である
こと
- ③ 施設を絶えず補修する経費の見通しがある
- ④ 関連団体を含め民主的運営をする（以上、明治神宮外苑七十年誌 103 頁）

このように創建時には奉賛会、払い下げ時には国から、と二度にわたって明治神宮が遵守すべき条件を言い渡されているのである。

エ 「明治神宮外苑七十年誌」にみる「外苑将来への展望」

「明治神宮外苑七十年誌」(甲139)は、明治神宮外苑創建から70年の節目にあたって編纂委員会によってまとめられ、平成10年(1998年)3月に発行された重要な歴史資料である(後日、その一式を証拠提出予定であるが、今回は抜粋を提出する。)

その本編の巻末に「外苑将来への展望」と題された一節がある。

そこにはあたかも四半世紀後の現在の状況を予見するような記述があり、再開発による高層化などに対し警告を発するなど、本来、明治神宮が掲げていた高い志と矜持が示されていることから、以下にその一部を引用する(なお、原告ら訴訟代理人により、特に注目すべき箇所には下線を引いた。)

【第2節 外苑将来への展望】(甲139「明治神宮外苑七十年誌」343頁~345頁)

神宮外苑は、明治天皇・昭憲皇太后お二方のご仁徳を敬仰・追慕するために創建され、文化・スポーツ施設を通じて青少年の心身鍛練の場として、また遊歩を楽しめる緑多き苑地として、できる限り多くの人々に開放していくというのが創建の趣旨であった。

この精神は七〇年を経た現在でも、いささかも変わっていない。

聖徳記念絵画館は、神宮外苑の中心にあつて、八〇枚の大壁画を通じて、明治天皇・昭憲皇太后両御祭神のご在世中のご事蹟を伝えてきた。壁画は、当時一流の日本画家 洋画家によって、史実に基づく慎重な考証のうえで製作されており、優れた芸術性と歴史資料としての高い価値を有している。

わが国の国際社会における地位が高まるにつれ、日本の歴史、とりわけ世界史の中でも類をみない近代的発展を遂げた「明治」に関心が高まっている

が、八〇枚の壁画を鑑賞することは、そのまま明治の歴史を歩くことであり、一つの時代を知るうえでたいへん意義深いことである。

5 神宮球場、神宮プール、そして現在は国立競技場となっている神宮競技場などの競技施設が、わが国のスポーツ界の発展に果たしてきた役割も大きいものがある。

戦前の神宮競技場では、現在の国民体育大会の前身である明治神宮体育大会が毎年開催されてきた。

10 神宮球場では東京六大学野球やプロ野球など幾多の名勝負がスタンドを沸かせる一方、神宮プールでは古橋広之進選手ら数多くの水泳選手が世界記録を次々と樹立し、敗戦で意気消沈した国民の心を励まし、力づけてきた。

このことは、オリンピック東京大会の主会場となった国立競技場とともに、神宮外苑がスポーツの発展にとどまらず、スポーツを通じて日本人の精神的支柱であり続けたことを物語っているといえよう。

15 また、神宮外苑は、四季を通じて、銀杏並木をはじめとする緑濃き樹木や色とりどりの花々で、訪れる都民にオアシスを提供してきた。

都市公園法で都市計画公園と規定されてはいるが、一般の公園とは異なり、昔も今も「神苑」であることに変わりはない。

20 それにふさわしい環境を維持するため、樹木の管理や芝生の植替え、四季の花々の栽培などの地道な努力を重ねてきたことも挙げておかなければならない。

こうした努力のうえに立って、今日あるような、神宮外苑の各施設の整備・充実を着実に行ってきたのである。」

25 「将来のビジョンも、やはり外苑創建の精神に則ったものでなければならぬ。すなわち、都市再開発や建築物の高層化などへの安易な同調を排し、緑を大切にしながら、文化施設やスポーツ施設の充実という枠組みにおいて、
「人間の心と身体が活性化していける環境づくり」に貢献していくことであ

る。

とくに絵画館については、明治にゆかりの建物が少なくなるなか、遠くなる明治という時代をとどめおくことのできる博物館として、その大任を担うべき時期に来ている。(引用者注：聖徳記念絵画館は平成23年〔2011年〕に国の重要文化財に指定されている。)

スポーツ諸施設については、戦前・戦後の体育振興や競技施設としての役割はすでに終わったものもあるが、さまざまなスポーツを愛する人々により開放された快適空間としていっそうの設備充実に努力し、外苑創建の精神を次の世代に継承していかなければならない。

また、都市の環境保全、地震・災害時の安全確保の面でも、神宮外苑の担う役割は重要である。

これについては、皇居・東宮御所・日比谷公園・新宿御苑といった都心の緑地全体を視野におき、国や東京都、都市計画に精通した専門家と歩調を合わせて、総合的な将来計画を摸索していくことになるう。

神宮外苑は、首都東京にあつて、文化財産を保存・維持していくのみでなく、都民にとって豊かな憩いの空間として、だれにでも気軽に利用してもらえる外苑、親しみをもって幾度も訪れてもらえる外苑を目指していきたいと思う。」

オ 現在の明治神宮外苑地区は、約66%が明治神宮、約25%が文科省の独立行政法人である日本スポーツ振興センター、合わせて約90%が2者の所有地であるが、上記に示したように、元々は国有地であったものから払い下げられた歴史的経緯、そして国民的事業として国民の浄財によって造営され、広く都民の憩いの場として共有、享受されてきた公益性の高い場所である。その歴史的経緯と、今も変わらない姿が愛着を持って親しまれている現状を踏まえれば、樹木を含む歴史的文化的価値とその景観は、地

権者の私有物であるとは言えないのであり、神宮外苑は、現在は形式的には明治神宮がその所有者であるとしても、歴史的経緯や上記に記した事実から、その管理と継承が明治神宮に委譲されて明治神宮がそれらを護り続けてきたといえるのであって、その樹木や自然・生態系は、新宿区民や都民を含む日本国民全体の共有財産ともいえるものである。

カ このように、神宮外苑は、銀杏並木や多数の樹木により、全体として美しい風景を形成している。加えて、上記風景は、美しい景観としての価値にとどまらず、全体として、歴史的、文化的価値を有するものであり、神宮外苑が、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成することは明らかである。

キ この景観が、これに近接する地域に住む人々の豊かな生活環境を構成していることは明らかであるから、このような客観的な価値を有する景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益は、私法上の法律関係において、法律上保護に値するものというべきである。

ク 東京都は、「東京都景観計画」を平成19年（2007年）4月に策定し、平成30年（2008年）8月に改訂している（甲141）。

その序章では、「これからの東京の都市づくりでは、かつて、国外からの来訪者が賞賛したような美しい景観を取り戻すとともに、成熟した都市にふさわしい落ち着きや風格、新しい魅力を創出していかなければならない。このため、東京都…は、1997（平成9）年の景観条例制定以来の取組を踏まえつつ、新たに施策を構築して「東京都景観計画」として定める。」とされ（同1頁）、計画の目的として、「美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すもの」とし、「都市計画法、建築基準法に基づく諸制度、屋外広告規制とも連携した施策を体系化している。都

は、この計画に定める良好な景観の形成に関する方針や具体的な施策に基

づき、実効性のある景観形成を行っていく。」と述べられている（同2頁）。

そして、基本理念として、景観法2条を踏まえた上で、東京都としての基本理念を述べるが、その中に、「(3) 歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」として、「良好な景観の形成は、先人から受け継いだ自然、歴史、文化等の保全のみならず、都市づくりを通じて、新たに美しく魅力あふれる景観を創出し、都市としての価値を高めることを旨として、行う必要がある。」と述べている（同3頁）。

同計画では、「保全対象建築物」として、「明治神宮聖徳記念絵画館」を指定し（同147頁）、「当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とする」とされている。

本件再開発認可は、まさにこれと抵触するものというべきである。

ケ 新宿区は、「新宿区まちづくり計画」を定め、それに基づいて、「新宿区景観形成ガイドライン」を策定している（甲142。令和5年3月に改定し、同年4月1日から施行されている。）。

この「エリア別景観形成ガイドライン」は、「四谷地域」の「神宮外苑・南元町エリア」のついての「景観形成の方針」として、「1 明治神宮聖徳絵画館の広大な眺めを保全する」として、「広場を取り囲む樹木を凡する」などとするとともに、「3 まとまったみどりを身近なみどりを感じられる景観をつくる」と定めている。

コ 国立マンション事件の前記最高裁判決（最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁）は、景観利益が法律上保護に値するものと解するのが相当であるとした上で、「…ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するの

が相当である。」と判示し、その意味について、最高裁判所調査官は、「少なくとも、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められるとしたものと考えられる。」と述べている（高橋譲「時の判例」ジュリスト1345号74頁以下）。

5 この判断枠組みが本件に適用されるとしても、東京都自らが策定した「東京景観計画」が、「保全対象建築物」として、「明治神宮聖徳記念絵画館」を指定し（同147頁）、「当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とする」としていることや、新宿区が
10 定めた「神宮外苑・南元町エリア」についての景観形成ガイドラインからすれば、本件再開発認可により、将来、高層ビル3棟の建築を認めることに繋がるのであり（甲37の1枚目）、それは社会的に容認された行為としての相当性を欠くというべきであるから、景観利益の侵害を認めるべきである。

(5) 神戸地裁令和4年8月23日判決について

15 神戸地裁令和4年8月23日判決（甲143・判例秘書L07750891）は、原告らが、被告市に所在する各土地上にホテル新築工事の計画を進める会社に対する市長の開発許可処分の差止め（行訴法3条7項）を求めた事案について、「良好な景観に近接する地域に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害
20 関係性を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（景観利益）は、法律上保護に値するものである（最高裁判平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁参照）。このことからすると、関係法規において、保護すべき景観の内容、範囲及びその保護態様が具体的に定められるとともに、その侵害について、良好な景観
25 に近接する地域に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の利益を保護するための配慮がされている場合には、景観利益をそれらの者の個別的利益

としても保護する趣旨を含むと解することができるというべきである。本件では…景観計画上の篠山城下町地区の一般市街地景観修景ゾーンに属する本件事業区域については、文化財保護法による重伝地区ではないものの、それに隣接し、歴史的町並み環境を取り巻くバッファゾーンとして位置づけられ、
5 建物の高さ、外壁や屋根や設備の形態、意匠及び色彩等について、周辺の景観と調和するよう詳細な景観形成基準が定められている上、土地利用基本計画において、良好な景観の保全・形成のために、景観形成基準を満たす場合でもなお、建築面積1,000平方メートル以上の商業・業務施設については原則として許可しないものとしており、これらによって、保護すべき景観
10 の内容、範囲及びその保護態様が具体的に定められているといえる。また、まちづくり条例は市民とは別に地域住民の合意形成を図ることとし、事業者は特に地域住民については事前協議に先立ち開発行為等の概要について説明するものとしており、同条例の委任を受けたまちづくり規則は、開発行為等の許可申請に当たり、周辺住民の代表者の同意書を添付することを求めている。
15 これらの趣旨は、前記のとおり周辺住民は開発許可等による種々の影響を受ける立場にあることから、特にその生活上の利益を保護する趣旨と解されるが、まちづくり条例が土地利用基本計画等との整合を図ることを許可の要件としていることからすると、保護すべき周辺住民の利益の中には、その地域に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益が重要なもの
20 として含まれていると解され、まちづくり条例及びまちづくり規則はその利益の保護に配慮しているというべきである。」と述べて、「これらからすると、まちづくり条例は、周辺住民に該当する地域に居住し、その恵沢を日常的に享受している者について、その個別的な景観利益をも保護する趣旨を含むと解するのが相当である。」と判断し、「原告X2は本件事業区域から水平距離
25 103mに居住する者であり、原告X3は同15mの範囲に居住する者である。また、原告X1は、少なくとも現在は、同128mを住民票上の住所地

とし、実際にも居住していると認められる（甲144、145）。そうすると、原告らは、いずれも周辺住民の地域に居住し、その恵沢を日常的に享受している者というべきであるから、その景観利益に基づいて本件について原告適格を有すると認められる。」と判断している。

5 この裁判例からすると、神宮外苑の本件再開発についても、新宿区景観まちづくり条例があり、同様な規定があることからすると、同様に、原告らの原告適格を認めるべきである。

3 環境影響評価審議会において十分に審議されていないとの原告らの主張に対する被告の反論に対する再反論

10 (1) 被告の主張

被告は、①令和4年8月18日の東京都環境影響評価審議会において、本件環境影響評価書案に係る調査審議は終了している、②本件環境影響評価審議会における環境影響評価に関する審議は十分になされており、日本イコモス国内委員会が指摘するような虚偽の記載及び不備は認められない、③東京都環境影響評価条例74条の2に定める「事業者その他の関係者」とは、事業者及び当該評価書案の作成に携わったコンサルタント会社等が想定されているところ、日本イコモス国内委員会は、審議会でその内容について説明責任を果たすべき立場にある者ではないから、同条に定める「事業者その他関係者」には該当しない、④IAIA日本支部の勧告及びイコモスの「ヘリテージ・アラート」について、それぞれの団体が、本件事業に反対の立場でそれぞれ独自の見解を述べたものに過ぎず、環境影響評価審議会の審議に関し、何ら法律上の拘束力を持つものではない、⑤東京都の令和5年9月12日付「神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について（要請）」は、本件事業者に対する本件要請書は、環境影響評価審議会の審議等を踏まえて作成された環境影響評価書の内容を前提に行われたものであって、同審議会の審議が不十分であったことを裏付けるようなものではないし、本件要請書の

15
20
25

中で、東京都は、樹木の「伐採本数を減らす」ことを具体的に本件事業者に求めておらず、本件事業者も、当該要請に対して「伐採本数を当初の743本から減らす方向で再検討」をするとの報告もしていないと主張している（被告準備書面（1）第2、4〔同10～13頁〕）。

5 しかしながら、以下に述べるとおり、いずれも理由がない。

(2) 原告らの再反論

ア 上記①について

原告らも、「事実上の継続審議」（甲11）と主張しているだけであり、法的な意味での継続審議と主張している訳ではなく、令和4年8月18日の
10 東京都環境影響評価審議会において、本件環境影響評価書案に係る調査審議は終了していること自体を争うものではない。

すなわち、同年8月18日付の東京都環境影響審議会第一部会の調査、審議の結果（甲45の資料1の別紙）には、「本事業については、都民から、樹木伐採への反対意見をはじめ、先人から継承された環境を失うことへの
15 懸念や事業計画の十分な周知・公開を求める意見など、多くの懸念が表明されている。

さらに、審議会においても、評価書案に記載された内容に対する根拠の不明瞭さや、都民と事業者との相互不信への懸念が指摘された。このことから、事業の実施に当たっては、事業計画に関する積極的な情報公開や都民参加に努めること、着工後における環境保全措置の徹底を図るとともに
20 継続して対策を講じていくことが重要である。なお、審議会としても今後の事業者の環境保全措置に継続的に関与することで、寄与していく。」と述べられ、審議会が、今後も事業者による環境保全措置に継続的に関与するとの異例の付言がされるとともに、多くの審査項目について保全措置を
25 求めている（その内容については、原告ら準備書面（1）29～31頁参照）。

その後、東京都は、令和4年11月30日に、本件事業者から提出され

た環境影響調査評価書案を受理し、同年12月26日に環境影響評価審議会を開催して、環境影響評価書の素案について報告を受けており、上記の東京都知事意見や審議会で指摘された事項に対する本件事業者の対応状況が示されたが、そこにおいても、今後検討するとか、事後報告をするなどの対応が散見され、知事意見等で求められた保全措置について十分に対応しているとは言いがたいにもかかわらず、同審議会は環境影響評価書案を了承して審議を終了している。

なお、原告ら準備書面(1)でも触れたが、柳会長は、「いちよう並木の保全に関しまして、今後事業者等が行うイチョウの根系調査につきましては、場合によっては神宮球場等の計画とか変更に関わる調査でもありますので、根系調査が終わった段階で、直ちに事後調査報告をしていただいて、それについての調査審議を行っていきたいと考えております。本来、事後調査報告といいますのは、対象事業に係る工事の施行中及び工事の完了後において、環境保全措置の実施状況等を調査して報告いただくというものでありますが、今回は調査の時期的に評価書にその結果を反映できていないという状況ですので、事後調査結果報告という形をとって対応させていただくということでございます。」と発言している(甲135・47、48頁)。

本件事業者は、令和6年1月9日に、同日から同年2月下旬頃までの予定で、「いちよう並木の根系調査(第2回目)」を実施すると発表しているが(甲144)、いまだその報告は東京都環境影響評価審議会を含めてなされていない。

いずれにせよ、本来であれば、イチョウの保全に関する根系調査に限らず、それ以外の知事意見等の対応が十分でない事項について、本件事業者に対応させた上で、了承することもできたはずであるのに、それをしないで了承した東京都環境影響評価審議会は十分に審議が尽くされたとは言い

がたいと評価すべきである。

よって、この点に関する被告の反論には理由がない。

イ 上記②について

原告らは、日本イコモス国内委員会は、東京都が受理した環境影響調査
5 評価書案には、虚偽の記載ないし不備があると指摘していると主張し、そ
の内容について、甲第24号証を引用して、以下の5点にわたって虚偽や
不備があると主張した。

① 生態系の調査・分析における科学的調査の誤りと虚偽の報告

② 「建国記念文庫の森」の保全に関する虚偽の報告

10 ③ 「移植樹木を活用した計画」における虚偽の報告

④ 「いちよう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告

⑤ 「緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える」とする環境影響評価書の「環
境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告

しかるに、被告は、これらについて何ら具体的に反論しないで、単に、
15 虚偽はないと主張するだけであり、何ら反論になっていない。虚偽でない
と主張するのであれば、具体的に指摘し反論すべきであるのに、それをし
ないというのでは反論として不十分であると言わざるを得ない。

よって、この点に関する被告の反論には理由がない。

ウ 上記③について

20 被告は、東京都環境影響評価条例74条の2は、従来、環境影響評価審
議会では、委員に対する事業の内容等の説明を全て事務局である東京都が
担っていたところ、本来、環境影響評価制度は、事業者が主体的に環境の
保全について適正な配慮を行うための手続の仕組みであり、この趣旨に
鑑みれば、事業者が事業の内容についての説明責任を果たすべきである
25 という考え方にに基づき定められたという立法経過（乙66）から、同条の定
める「事業者その他関係者」とは、環境影響評価の審議でいえば、事業者

及び環境影響評価書案の作成に携わったコンサルタント会社等が想定されているとして、日本イコモスはこれに該当しないと主張する。

しかしながら、そもそも、法律の解釈が立法者意思に拘束されないのと同様に、条例の解釈においても条例制定時の立法者意思に拘束されることなく解釈することは許されるというべきであり、わざわざ「事業者その他関係者」として、「その他関係者」という多義的な解釈が可能な文言を使用していることからすれば、これを環境影響評価書案の作成に携わったコンサルタント会社等に限定する必要はなく、合目的的な解釈をすれば世結いなのであって、同条が、「審議会は、第六十九条の規定による調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他関係者の出席を求め、説明を聴き、又は事業者その他関係者から資料の提出を求めることができる。」と規定し、引用された同法69条の「環境影響評価及び事後調査に関する重要事項を調査審議」を行うため必要があるときに、「事業者その他関係者」の出席を求め、説明を聞き、資料の提出を求めるというのであるから、この「その他関係者」に、環境影響評価書案の審議について専門的な立場から意見を持っている日本イコモス国内委員会を入れる解釈をすることにも一定の合理性があるというべきであり、日本イコモス国内委員会が、本件事業者の環境影響評価書案に反対の意見（被告はこれを「独自の見解」という。）を有しているというだけの理由で排斥することを認めるような解釈をすることこそ、著しく不合理であると言わなければならない。

なお、被告は、環境影響評価審議会が、「事業者と特定の団体や個人の意見を戦わせる場」や「両者の説明に白黒をつける裁定の場」ではないとも主張するが、原告らはそのような主張はしておらず、被告は勝手な主張を想定して反論しており、そのような議論の仕方は相当ではない。

したがって、同条の「その他関係者」についての被告の解釈は誤りというべきであるから、この点に関する被告の反論には理由がない。

エ 上記④について

5 (ア) 被告は、IAIA日本支部の勧告（甲50）及びイコモスの「ヘリテージ・アラート」（甲51、52）について、それぞれの団体が、本件事業に反対の立場でそれぞれ独自の見解を述べたものに過ぎず、環境影響評価審議会の審議に関し、何ら法律上の拘束力を持つものではないと主張するが、原告らはそのようなことを主張してのではなく、それが出されるのは、東京都環境影響評価審議会の審議が不十分であったことを示す間接事実として主張するものである。

10 (イ) 国際影響評価学会 IAIA (International Association for Impact Assessment) は環境アセスメントに関係する国際学会であり、国連で認められた組織であり国際的な発言力が大きい。

15 1980年、世界各国の環境アセスメントやライフサイクルアセスメント、リスクアセスメントや社会影響評価など、「環境・社会・経済」に関する様々な影響評価に携わる研究者や実務者、事業者らが団結し、組織された。IAIAには様々な職種、専門分野の人々が所属しており、中には経営企画担当者や民間企業の管理職、政策立案者、行政官、私設コンサルタント、政策アナリスト、大学教育機関の教授および学生らなどが含まれ、その所属メンバーは世界の120カ国以上から3000名を越える規模である。日本支部があり、その代表が原科幸彦氏（千葉商科大学大学長）である（甲145）。

20 (ウ) イコモス（ICOMOS）とは、国際記念物遺跡会議（ICOMOS/ International Council on Monuments and Sites）のことであり、文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織（NGO）である。

25 記念物保存に関する国際機関を設置しようという構想は1961年、ユネスコ本部で開かれた第8回国際記念物委員会で生まれた。これを受けて、1964年、ヴェニスで開催された Second International Congress of

Architects and Technicians of Historic Monuments（第2回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議）において、記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章（一般には「ヴェニス憲章」の名で知られている。）が採択され、この憲章の精神を国際的に実現していく組織として、イコモスを設立することが決定された。

ユネスコ本部で開かれたの第13回総会ではこの決定にもとづき、補助金の支出が決められ、イコモスが1965年に設立された。1

2017年5月現在では、参加国は153カ国以上を数え、国内委員会が各国で組織され、文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体が様々な活動を行っている（甲146の1枚目）。

日本イコモス国内委員会の基礎は、関野克博士（東京大学名誉教授、元東京国立文化財研究所長）によって作られ、イコモスの第3回総会（1972年、ブタペスト）で日本国内委員会が承認され、関野博士が委員長に指名された。1979年の総会で、日本イコモス国内委員会の規約を採択し、イコモス執行委員会の承認を経て正式に発足した。2019年9月12日に一般社団法人化した（甲145の2枚目）。2019年4月現在、約470名の会員によって構成されており、総会の他、年4回の理事会・研究会などを開催しており、神宮外苑再開発については多くの意見書等を発表している。

(エ) これらの国連に関係し、著名な専門家集集団からなる2つの国際的組織が、神宮外苑再開発について、このような厳しい意見を出すということは、それだけ東京都環境影響評価審議会の審議が不十分であったことを裏付けているというべきである。

(オ) よって、この点に関する被告の主張には理由がない。

オ 上記⑤について

被告は、本件要請書（甲53）は、東京都環境影響評価審議会の審議が

不十分であったことを裏付けるようなものではないと主張する。

しかしながら、本来であれば、既存樹木の保全に関する具体的な見直し案を本件事業者に出させた上で、それを検討した上で、本件環境影響評価書案を了承することもできたはずであるのに、それをしないで了承した東京都環境影響評価審議会は十分に審議が尽くされたとは言えないと評価すべきであるというのが原告らの主張である。

また、被告は、本件事業者も、当該要請に対して「伐採本数を当初の743本から減らす方向で再検討」をすとの報告もしていないと主張しているが、これは、東京新聞の取材に、「三井不動産の担当者」が、「都の要請を真摯に受け止めている。樹木の保全について審議会に報告後、移植に着手する。ラグビー場の建設計画の変更を含め樹木の伐採本数を減らしたい」と説明したとの新聞記事（甲56）を元に主張したものであり、環境影響評価審議会に現に報告されているかどうかとは関係がない（環境影響評価審議会には本件事業がこれから報告すると考えられる。）。

いずれにせよ、東京都は伐採前に既存樹木の保全に関する具体的な見直し案を東京都に提出することを求めているのであり、それは重い要請であるというべきであり、それはとりもなおさず、東京都環境影響評価審議会は十分に審議が尽くされたとは言えないことを示していると評価すべきである。

よって、この点に関する被告の反論には理由がない。

4 日本弁護士連合会の会長声明について

前回口頭弁論期日後、日本弁護士連合会の「『神宮外苑地区第一種市街地再開発事業』に対する東京都環境影響評価条例の適用に関する会長声明」が公表されている（甲147）。

同会長声明は、「神宮外苑は、大正時代に国民の献金、献木、勤労奉仕により造られた約100年の歴史を有する都心部の貴重な緑豊かな環境で、全国で

初めて風致地区に指定され、都市計画公園にも指定されている。特に「イチョウ並木」の聖徳記念絵画館の風格を際立たせる眺望景観は、神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区として特別に保護されてきた。」との現状認識を述べた上で、「(東京都環境影響評価) 条例第 5 8 条第 1 項柱書は、事業者が作成した環境影響評価書案について、都知事から環境影響評価書案審査意見書が提出された場合には、事業者は、その審査意見書や都民の意見書、関係区市町村長の意見、都民の意見を聴く会の意見に基づき検討を加え、調査の結果 (条例第 4 8 条第 1 項第 5 号)、評価項目ごとに環境に及ぼす影響の内容及び程度 (条例第 4 8 条第 1 項第 6 号)、環境に及ぼす影響の評価 (条例第 4 8 条第 1 項第 8 号) 等を記載した環境影響評価書を作成し都知事に提出しなければならないとしている。都知事や都民等からの意見についても、環境影響評価の結論に至る考察の一環として客観的かつ科学的な検討を要することは当然である。」と述べた上で、「本件評価書には情報不足・調査手法の誤り及び科学的でない記載がある。」として、イコモス国内委員会による指摘を紹介した上で、「2023年1月30日開催の東京都環境影響評価審議会総会においては、同会会長自身が事業者に反証を求めている。その後も会議が開かれたが、日本イコモスが要請した出席が認められず、事業者側のみが呼ばれた。」と指摘して、「以上の点に鑑みれば、本件評価書は客観的・科学的であるとは認められないため、条例第 5 8 条第 1 項柱書にいう環境影響評価書に該当するとはいえない。」として、「事業者の対応は条例第 5 8 条第 1 項柱書に適したものであったとはいえず、前記「東京都告示第 4 0 号」は、条例第 5 9 条が定める適法な公示ではなく、事業者は条例第 6 1 条により当該対象事業を実施できないはずである。」と述べて、結論として、日弁連は東京都に対して、「客観的かつ科学的な検討に基づく本件評価書の再提出を事業者に要求すること、及び東京都環境影響評価審議会において条例第 7 4 条の 2 の趣旨に基づき、森の植生調査について高度な知見実績を有する専門家の出席や資料の提出を要請して調査審議し、事業者の環境影

響評価書が客観的かつ科学的であることが明らかになるまで、神宮外苑地区再開発工事の停止を検討することを求める。」と述べている。

これも、東京都環境影響評価審議会の審議が不十分であったことを指摘するものであると考えられるのである。

5 結 語

以上から、被告の本案前及び本案についての主張はいずれも理由がなく、原告らの請求が認容されるべきである。

以上